

1) 武蔵野クリーンセンター敷地の継続使用の検討

現有の武蔵野クリーンセンターの敷地は、昭和54年に「クリーンセンター建設特別市民委員会」の中で検討を重ね、建替え用地の有無なども考慮した結果、選定されたものです。施設建替えの検討にあたっては、20年以上の長い期間にわたり周辺住民とパートナーシップを形成し運営してきた貴重な用地であることを念頭に周辺住民との十分な協調関係を図ったうえで行います。

2) 環境負荷の少ない効率的な処理システム

次期中間処理施設の検討にあたっては、現行の処理システムから、さらに省エネルギー・高効率なエネルギー回収等により、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスが低減され、環境に負荷のかからない処理システムを目指します。

また、中間処理の中心となる可燃ごみ処理の方式としては、エコセメント事業との連携を踏まえ焼却処理を継続することを基本にしながらも、灰溶融<sup>#</sup>、ガス化溶融<sup>#</sup>といった発生物の有効利用を図る方式についても検討します。

3) 資源化機能について

現有武蔵野クリーンセンターの破砕処理施設以外に、資源を選別・圧縮梱包・保管したり、バイオマス进行处理したりする資源化施設の機能については、現在の敷地では困難が予想されますが、市内他地域における用地確保も困難と考えられ、周辺住民にこれまで以上の負担を強いることのないように検討します。

4) 普及啓発機能・情報受発信機能の確保について

普及啓発機能・情報受発信機能は、廃棄物の処理を行っている施設等に併設することが、来訪者に廃棄物の処理の様子を間近で見ってもらうなど、印象付けの面に優れます。本市は市役所・スポーツ施設の隣に位置し、バスなど交通の便も優れており、施設への併設も検討項目とします。なお、繁華街などのより集客性に優れた場所に確保することも検討します。

1) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等バイオマスの資源化・エネルギー化の検討

武蔵野クリーンセンターに搬入される可燃ごみのうち、最も多いものは紙類ですが、次に多いものが厨芥類（生ごみ）であり、剪定枝・落ち葉等の草木類と合わせると、全体の1/4程度を占めます。これらのバイオマス系のごみについては、より資源の適正な循環的利用を図るよう、堆肥化、飼料化、メタン発酵、エタノール発酵<sup>#</sup>などの焼却処理以外の処理方法についても検討します。

また、一般家庭における生ごみ処理並びに公共施設や桜堤団地等で設置されている分散型の生ごみ処理についても、市民の啓発・環境教育の観点から並行して実施を継続していくため、処理生成物である堆肥等の有効な利用先の確保に努めます。

2) 資源化・エネルギー化施設整備の検討

本市では、現在クリーンセンターの破砕処理施設において、金属等の回収を行っている他は、業者委託による資源化処理を行っており、資源化施設を保有していません。

委託処理に係る経費や、資源化施設による啓発効果、生ごみや剪定枝、落ち葉等のバイオマスの処理による可燃ごみ処理量の低減を踏まえ、次期中間処理システムの整備にあたっては、資源化施設・エネルギー化施設整備の可否についても検討を行います。

# 施設規模の整理フロー

